［略］	
二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　［略］ ロ　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留しながら同号に掲げる活動を行つた期間が三年（特別高度人材（高度専門職省令第一条第一項に規定する特別高度人材をいう。）にあつては、一年）以上であることを明らかにする資料 ハ　［略］	

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動	一　［略］ 二　本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 ロ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料

［同上］	
二　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合 イ　［同上］ ロ　高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留しながら同号に掲げる活動を行つた期間が三年以上であることを明らかにする資料 ハ　［同上］	

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動	一　［同上］ 二　本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 ロ　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動　高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料